

訴 状

令和3年11月1日

東京高等裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 1億7440万円 [1億7440万円=160万円 x 109人]

貼用印紙額 54万5000円

請求の趣旨

- 1 令和3年10月31日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第1区乃至第25区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第15区、千葉県第1区乃至第13区、神奈川県第1区乃至第18区、新潟県第1区乃至第6区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

請求の原因

I 原告らの主張

- 1 原告ら（以下、「選挙人」という）は、
「令和3年10月31日現在有効の公職選挙法の衆議院議員小選挙区選挙区割りに基づく選挙の投票価値の不平等は、

① 憲法56条2項の「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、」（強調 引用者）の定め、

② 憲法第1条の「主権の存する日本国民」（強調 引用者）の定め、及び

- ③ 憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」(強調 引用者)及び「ここに主権が国民に存することを宣言し、」(強調 引用者)の各定め、

によって要求される、『人口比例選挙によって保障される一人一票の投票価値の平等』に違反する。

よって、当該選挙区割りの規定は、憲法56条2項、同1条、同前文第1文に違反し、憲法98条1項により無効である。

従って、令和3年10月31日に施行された衆議院議員小選挙区選挙(以下「本件選挙」という。)のうち東京都第1区乃至第25区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第15区、千葉県第1区乃至第13区、神奈川県第1区乃至第18区、新潟県第1区乃至第6区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における選挙は、無効である。」

と主張する。

- 2 (1) 平成23年3月23日最高裁大法廷判決(衆議院選挙)(以下、「平成23年大法廷判決(衆)」という)(甲14)は、

- ① 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいいい難い」(強調 引用者)(民集65巻2号779頁13

~16行)

- ② 「国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立

法府には幅広い裁量が認められている。しかし、**1人別枠方式**は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、**投票価値の平等**という**憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない**。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の**1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。**」(強調 引用者)(同782頁7～下5行)

と明確に判示した。

- (2) 平成 25 年 11 月 20 日最高裁大法廷判決(衆議院選挙)(以下、「平成 25 年大法廷判決(衆)」という)(甲 16)は、

「投票価値の平等は憲法上の要請であり、**1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえない**ことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。」(強調 引用者)(民集67巻8号下11～下7行)

と判示した。

(3) 更に、平成 27 年 11 月 25 日最高裁大法廷判決（衆議院選挙）（以下、「平成 27 年大法廷判決（衆）」という）（甲 18）は、

「本件選挙区割りにおいては、上記 0 増 5 減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、**1人別枠方式**を定めた旧区画審設置法 3 条 2 項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているといえることができる。（略）

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成 25 年改正後の平成 24 年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。」（強調 引用者）（民集 69 卷 7 号 2058 頁 4 行～2059 頁 12 行）

と判示した。

(4) 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 14）、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 16）及び平成 27 年大法廷判決（衆）（甲 18）は、「1 人別枠方式」は憲法の投票価値の平等の要求に反すると判断済である。

本件選挙においては、各都道府県に配分された議員定数は、平成 29 年 10 月 22 日施行の前回衆院選挙（小選挙区）（以下、「平成 29 年選挙」という）の各都道府県へ配分された議員定数と**全く同じである。**

即ち、本件選挙においても、11 都県は、1 人別枠方式により分配される各定数が維持されている（但し、当該各定数は、「新区画基準」（アダムズ方式）により 11 都県に配分される定数と異なるものである）。

その結果、ある地域の選挙人の投票価値は、他の地域の選挙人の 0.48 票分の投票価値しか有しない。

よって、本件選挙の選挙区割りも、平成 29 年選挙の選挙区割りと同じく、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の要求する人口比例選挙に反する**違憲状態**である。

3 （まとめ）

- (1) 本件選挙区割りは、上記 1 記載の憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が定める『人口比例選挙の要求』に反する。よって、当該選挙区割りは、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に違反し、憲法 98 条 1 項により、無効である。
- (2) 選挙人らは、『合理的期間の判例法理』自体が、憲法に違反し、憲法 98 条 1 項により、「その効力を有しない」と主張する。

仮に選挙人の同主張が立たないとしても、本件選挙日（令和 3（2021）年 10 月 31 日）の時点で、当該『合理的期間』は、既に徒過していると解されるので、本件選挙は、憲法 98 条 1 項により、無効である。

II 事実

- 1 原告らは、本件選挙の東京都第 1 区乃至第 25 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 15 区、千葉県第 1 区乃至第 13 区、神奈川県第 1 区乃至第 18 区、新潟県第 1 区乃至第 6 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区における各選挙人である。

2 本件選挙は、公職選挙法 13 条 1 項、別表第一の選挙区及び議員定数の定め（以下「本件区割規定」という。）に従って施行された。

3 総務省報道資料（令和 2 年 9 月 1 日現在）に基づく各選挙区の議員 1 人当たり登録有権者数は、**別表 1**のとおりである。

同資料によれば、本件選挙における議員 1 人当たりの有権者数が最少の鳥取県第 1 区の有権者数（233,060 人）と最多の東京都 10 区の有権者数（481,534 人）の差は、248,474 人（ $248,474=481,534-233,060$ ）であり、較差は 1 対 2.066（ $2.066=481,534\div 233,060$ ）である。

同様に、議員 1 人当たりの有権者数が最少の選挙区（鳥取県第 1 区）と、各原告が選挙人となっている各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差は、**別表 2**のとおりである。

4 ちなみに、前回衆院選（平成 29 年 10 月 22 日施行）における最大選挙区と最小選挙区の有権者数の差は、233,652 人であり（ $233,652=472,423$ 〈東京都第 13 区の有権者数〉 $-238,771$ 〈鳥取県第 1 区の有権者数〉）、有権者数の較差は 1 対 1.979 であった。

上記 3 で述べたとおり、本件選挙では、最大選挙区と最小選挙区の有権者数の差は 248,474 人であり（ $248,474=481,534$ 〈東京都 10 区の有権者〉 $-233,060$ 〈鳥取県第 1 区の有権者〉）、有権者数の較差は、1 対 2.066 に後退している（下記表 1 参照）。

表 1

	最大選挙区	最小選挙区	最大／最小選挙区の有権者数の差	最大／最小選挙区の有権者数の較差
前々回衆院選（平成 26 年〈2014〉年 12 月 14 日施行） *選挙当日有権者数	492,025 人 （東京都第 1 区）	231,081 人 （宮城県第 5 区）	260,944 人	2.129
前回衆院選（平成 29 年〈2017〉年 10 月 22 日施行） *選挙当日有権者数	472,423 人 （東京都第 13 区）	238,771 人 （鳥取県第 1 区）	233,652 人	1.979
本件選挙（令和 3 年〈2021〉年 10 月 31 日施行） *令和 2.9.1 現在有権者数	481,534 人 （東京都第 10 区）	233,060 人 （鳥取県第 1 区）	248,474 人	2.066

Ⅲ 詳細な主張

追って準備書面で主張する。

【補遺 1】

平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 20）は、下記(1)～(5)に示すとおり、**昭和 51 年大法廷判決(衆)**（最大判昭 51.4.14）（甲 1）の「**違法判断の基準時**」の解釈（判例）を不当に変更した。

(1) 昭和 51 年大法廷判決（衆）（甲 1）は、

『昭 47 年 12 月 10 日施行・衆院選（1 票・最大格差・約 1 対 5）は、「違法」である』旨判決した。

昭和 51 年当時、一票の格差は、昭和 50 年改正法により、1 対 4.83 から 1 対 2.9 に縮小していた（昭和 58 年大法廷判決（衆）民集 37 卷 9 号 1264 頁）（但し、昭和 51 年大法廷判決（衆）の時点では、昭和 50 年改正法の下での選挙区割り選挙は実施されていなかった）。

昭和 51 年大法廷判決（衆）（甲 1）は、「違法判断の基準時」の解釈に基づき、昭和 50 年改正法の成立を考慮せず、『該昭 47.12.10 衆院選挙は、違法である』旨判断していた。

(2) 平成 30 年大法廷判決（衆）は、平成 28 年改正法（アダムズ方式採用）の成立を考慮して（但し、アダムズ方式採用の選挙区割りの実施は、2022 年以降と見込まれている。したがって、平成 28 年改正法は、当該選挙（平 29.10.22 衆院選〈小選挙区〉）の選挙区割りに何らの影響も及ぼさない。）、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。

しかしながら、平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 20）は、

①（該昭 47.12.10 衆院選挙の選挙区割り自体に影響を及ぼさない昭和 50 年改正法の成立を考慮しないとする）昭和 51 年大法廷判決（衆）の「違法判断の基準時」の解釈を**変更**することを明示しておらず、且つ

② 昭和 51 年大法廷判決（衆）の「違憲判断の基準時」の解釈が誤っていたことを認め、該解釈を変更することを必要とする真に説得力を有する理由を記述していない。

(3) 憲法判例の中の先例として拘束力を持つ部分は、「憲法判例の中の」「憲法判例の法律などの合憲・違憲の結論それ自体を指すのではなく、その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである」（佐藤幸治『憲法〔第 3 版〕』青林書院、2003 年 27 頁、甲 46）。

(4) 昭和 51 年大法廷判決（衆）の、昭和 50 年改正法の成立を考慮しなかった、昭 47.12.10（選挙日）を「違法判断の基準時」とする、「違法判断の基準時」の解釈は、「その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけ」に該当すると解される。けだし、昭和 51 年大法廷判決（衆）は、「違法判断の基準時」について、昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという判断により、『昭 47.12.10 衆院選挙は違法である』旨の判断に至ったからである。

(5) 上記(1)～(4)に示す理由により、平成 30 年大法廷判決（衆）の『当該選挙は違憲状態ではない』旨の判示は、「違法判断の基準時」の解釈（判例）の**不当な変更**である（但し、準備書面(1)で、詳述する。）。

〔補遺 2〕

非「人口比例選挙」の場合は、（全国民の半数未満（50%未満）から選出されたに過ぎない）【各院の全国会議員の過半数（50%超）】の意見が、（全国民の過半数（50%超）から選出された）【国会議員の半数未満】の意見に優越して、「主権」の内容の一たる、「両議院の議事」を決定することが起こり得る。

即ち、**非**「人口比例選挙」では、【「主権」を有する全国民の過半数】ではなく、【全国民の半数未満（50%未満）から選出されたに過ぎない各院の全国会議員の過半数】が、「主権」（即ち、**国政のあり方を最終的に決定する権力**）を有しているという**アベコベ**なことが起こり得る。

非「人口比例選挙」では、**国会議員主権国家**となり得る。

以上に示すとおり、**非**「人口比例選挙」は、**憲法前文第1項第1文後段**（「ここに**主権**が国民に存することを宣言し、」（強調 引用者））及び**1条**（「**主権**の存する日本国民」（強調 引用者））**に違反する。**

証拠方法

追って提出する。

附属書類

1 訴状副本	11 通
2 住民票	109 通
3 委任状	109 通

以上

別表 1

(参考資料 2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (登録者数順)

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/meibo_R02.html) (総務省発表)

(参考資料 2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (登録者数順)

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差	順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差	順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
1	東京都第10区	481,534	2.066	61	愛知県第6区	436,893	1.875	121	兵庫県第8区	388,707	1.668
2	東京都第13区	480,876	2.063	62	埼玉県第7区	436,794	1.874	122	静岡県第1区	388,665	1.668
3	東京都第8区	480,517	2.062	63	東京都第21区	436,710	1.874	123	兵庫県第2区	387,888	1.664
4	東京都第9区	479,583	2.058	64	新潟県第1区	436,099	1.871	124	北海道第9区	386,485	1.658
5	東京都第4区	478,229	2.052	65	神奈川県第2区	436,063	1.871	125	愛媛県第1区	386,302	1.658
6	東京都第22区	477,909	2.051	66	栃木県第1区	435,121	1.867	126	奈良県第2区	385,879	1.656
7	東京都第17区	477,742	2.050	67	愛知県第9区	434,899	1.866	127	愛知県第11区	385,762	1.655
8	北海道第3区	474,651	2.037	68	愛知県第5区	432,891	1.857	128	大分県第1区	385,349	1.653
9	東京都第3区	473,543	2.032	69	大阪府第5区	432,251	1.855	129	埼玉県第4区	385,295	1.653
10	神奈川県第15区	472,647	2.028	70	千葉県第7区	431,924	1.853	130	長野県第2区	384,380	1.649
11	神奈川県第10区	471,623	2.024	71	静岡県第6区	429,958	1.845	131	千葉県第12区	383,846	1.647
12	埼玉県第2区	470,382	2.018	72	神奈川県第1区	428,847	1.840	132	広島県第7区	383,772	1.647
13	東京都第6区	470,024	2.017	73	長野県第1区	427,662	1.835	133	福岡県第9区	383,742	1.647
14	神奈川県第13区	469,949	2.016	74	千葉県第1区	427,315	1.833	134	岡山県第4区	382,597	1.642
15	東京都第5区	469,317	2.014	75	神奈川県第8区	426,564	1.830	135	神奈川県第6区	382,249	1.640
16	北海道第5区	467,916	2.008	76	神奈川県第17区	426,379	1.829	136	群馬県第1区	381,712	1.638
17	東京都第16区	467,824	2.007	77	山梨県第1区	426,140	1.828	137	岩手県第3区	380,161	1.631
18	神奈川県第16区	467,271	2.005	78	兵庫県第4区	425,077	1.824	138	大阪府第7区	379,869	1.630
19	神奈川県第5区	466,918	2.003	79	大阪府第14区	424,819	1.823	139	神奈川県第11区	378,536	1.624
20	兵庫県第6区	466,846	2.003	80	岐阜県第3区	424,393	1.821	140	福井県第1区	378,389	1.624
21	東京都第12区	466,598	2.002	81	東京都第15区	423,874	1.819	141	福岡県第6区	376,834	1.617
22	東京都第14区	465,618	1.998	82	愛知県第13区	423,751	1.818	142	石川県第1区	376,617	1.616
23	東京都第1区	465,432	1.997	83	埼玉県第15区	422,081	1.811	143	岩手県第2区	376,270	1.614
24	東京都第11区	464,510	1.993	84	熊本県第1区	421,877	1.810	144	愛知県第4区	375,061	1.609
25	東京都第7区	463,238	1.988	85	千葉県第8区	421,712	1.809	145	静岡県第3区	374,001	1.605
26	東京都第2区	463,040	1.987	86	大阪府第1区	420,820	1.806	146	兵庫県第5区	373,237	1.601
27	埼玉県第1区	461,964	1.982	87	北海道第6区	419,702	1.801	147	埼玉県第12区	372,182	1.597
28	東京都第24区	461,848	1.982	88	東京都第20区	417,563	1.792	148	大阪府第3区	371,604	1.594
29	千葉県第4区	461,492	1.980	89	愛知県第3区	417,125	1.790	149	千葉県第6区	370,008	1.588
30	京都府第6区	461,366	1.980	90	千葉県第15区	415,762	1.784	150	福岡県第4区	368,892	1.583
31	埼玉県第3区	461,155	1.979	91	東京都第25区	415,548	1.783	151	富山県第3区	368,558	1.581
32	静岡県第5区	460,824	1.977	92	三重県第3区	415,337	1.782	152	静岡県第8区	367,944	1.579
33	北海道第2区	460,059	1.974	93	三重県第2区	411,238	1.765	153	北海道第4区	367,042	1.575
34	神奈川県第14区	459,727	1.973	94	福岡県第10区	410,924	1.763	154	北海道第8区	366,965	1.575
35	東京都第23区	458,093	1.966	95	熊本県第4区	410,862	1.763	155	埼玉県第8区	366,333	1.572
36	千葉県第2区	457,526	1.963	96	千葉県第9区	409,701	1.758	156	徳島県第1区	365,641	1.569
37	大阪府第9区	455,724	1.955	97	福島県第1区	408,796	1.754	157	兵庫県第9区	365,251	1.567
38	愛知県第7区	455,184	1.953	98	埼玉県第9区	406,785	1.745	158	岡山県第1区	365,075	1.566
39	宮城県第2区	454,848	1.952	99	大阪府第4区	406,301	1.743	159	三重県第1区	362,001	1.553
40	福岡県第5区	454,723	1.951	100	茨城県第1区	404,671	1.736	160	広島県第3区	360,843	1.548
41	茨城県第6区	452,067	1.940	101	広島県第2区	404,642	1.736	161	奈良県第3区	359,448	1.542
42	千葉県第5区	451,207	1.936	102	愛知県第2区	404,011	1.734	162	鹿児島県第1区	358,621	1.539
43	福岡県第1区	449,646	1.929	103	栃木県第4区	403,773	1.732	163	山口県第1区	358,608	1.539
44	神奈川県第18区	449,201	1.927	104	大阪府第13区	403,674	1.732	164	茨城県第2区	358,229	1.537
45	北海道第1区	449,000	1.927	105	神奈川県第12区	402,952	1.729	165	千葉県第11区	355,958	1.527
46	大阪府第2区	448,722	1.925	106	埼玉県第13区	401,407	1.722	166	京都府第3区	355,206	1.524
47	福岡県第2区	447,011	1.918	107	長野県第3区	400,988	1.721	167	宮崎県第1区	355,141	1.524
48	神奈川県第7区	445,940	1.913	108	兵庫県第11区	400,507	1.718	168	埼玉県第11区	354,891	1.523
49	愛知県第12区	445,783	1.913	109	大阪府第11区	400,118	1.717	169	福岡県第8区	352,943	1.514
50	埼玉県第14区	444,105	1.906	110	京都府第4区	398,928	1.712	170	青森県第3区	352,889	1.514
51	東京都第18区	443,634	1.904	111	愛知県第1区	398,766	1.711	171	愛知県第15区	350,731	1.505
52	埼玉県第6区	443,614	1.903	112	奈良県第1区	396,418	1.701	172	兵庫県第10区	349,738	1.501
53	神奈川県第3区	442,354	1.898	113	大阪府第15区	394,363	1.692	173	福島県第2区	349,178	1.498
54	福岡県第3区	442,166	1.897	114	兵庫県第1区	393,970	1.690	174	千葉県第10区	346,693	1.488
55	兵庫県第7区	442,032	1.897	115	埼玉県第5区	393,806	1.690	175	青森県第1区	346,181	1.485
56	愛知県第8区	440,327	1.889	116	大阪府第6区	393,506	1.688	176	佐賀県第2区	344,937	1.480
57	愛知県第10区	438,206	1.880	117	青森県第2区	393,348	1.688	177	大阪府第12区	342,198	1.468
58	東京都第19区	437,625	1.878	118	京都府第1区	391,805	1.681	178	鹿児島県第2区	340,183	1.460
59	宮城県第1区	437,128	1.876	119	静岡県第2区	391,138	1.678	179	長崎県第1区	338,316	1.452
60	大阪府第18区	436,903	1.875	120	茨城県第3区	390,819	1.677	180	大阪府第8区	338,028	1.450

(令和2年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
181	千葉県第3区	337,348	1.447
182	神奈川県第9区	336,328	1.443
183	群馬県第2区	335,206	1.438
184	佐賀県第1区	334,354	1.435
185	岐阜県第4区	334,339	1.435
186	大阪府第17区	332,967	1.429
187	神奈川県第4区	332,340	1.426
188	広島県第1区	331,786	1.424
189	静岡県第7区	330,222	1.417
190	鹿児島県第4区	329,605	1.414
191	埼玉県第10区	329,345	1.413
192	岐阜県第1区	327,371	1.405
193	大阪府第16区	326,895	1.403
194	秋田県第3区	326,434	1.401
195	石川県第2区	326,300	1.400
196	滋賀県第1区	324,836	1.394
197	福島県第5区	324,382	1.392
198	静岡県第4区	322,887	1.385
199	大阪府第10区	321,811	1.381
200	鹿児島県第3区	321,601	1.380
201	山形県第2区	318,476	1.366
202	兵庫県第3区	317,902	1.364
203	熊本県第3区	316,893	1.360
204	熊本県第2区	315,767	1.355
205	沖縄県第3区	315,487	1.354
206	香川県第1区	314,044	1.347
207	高知県第1区	313,191	1.344
208	新潟県第4区	310,793	1.334
209	和歌山県第1区	309,759	1.329
210	広島県第4区	308,449	1.323
211	大阪府第19区	308,236	1.323
212	群馬県第5区	306,133	1.314
213	山形県第1区	305,999	1.313
214	茨城県第7区	305,971	1.313
215	大分県第3区	305,166	1.309
216	群馬県第3区	304,937	1.308
217	岐阜県第2区	303,539	1.302
218	新潟県第3区	302,484	1.298
219	三重県第4区	301,879	1.295
220	広島県第6区	299,094	1.283
221	愛知県第14区	297,486	1.276
222	群馬県第4区	296,709	1.273
223	長崎県第2区	296,504	1.272
224	島根県第2区	294,847	1.265
225	岩手県第1区	294,318	1.263
226	沖縄県第4区	293,818	1.261
227	沖縄県第2区	293,279	1.258
228	福岡県第7区	292,812	1.256
229	滋賀県第4区	292,569	1.255
230	新潟県第2区	292,481	1.255
231	山形県第3区	292,152	1.254
232	高知県第2区	291,892	1.252
233	岡山県第2区	291,166	1.249
234	北海道第10区	290,578	1.247
235	北海道第12区	290,109	1.245
236	兵庫県第12区	288,905	1.240
237	宮城県第3区	288,807	1.239
238	山口県第2区	287,226	1.232
239	栃木県第5区	286,780	1.230
240	北海道第11区	285,616	1.226

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
241	長野県第5区	282,486	1.212
242	新潟県第5区	277,522	1.191
243	岐阜県第5区	277,422	1.190
244	宮崎県第3区	277,056	1.189
245	宮崎県第2区	276,638	1.187
246	新潟県第6区	276,524	1.186
247	岡山県第3区	274,078	1.176
248	大分県第2区	272,808	1.171
249	滋賀県第3区	272,273	1.168
250	島根県第1区	270,885	1.162
251	茨城県第4区	270,634	1.161
252	沖縄県第1区	269,383	1.156
253	富山県第1区	268,527	1.152
254	福島県第3区	267,552	1.148
255	京都府第2区	266,564	1.144
256	岡山県第5区	265,731	1.140
257	福井県第2区	264,964	1.137
258	栃木県第2区	264,743	1.136
259	山梨県第2区	264,495	1.135
260	滋賀県第2区	264,430	1.135
261	秋田県第2区	264,112	1.133
262	徳島県第2区	263,940	1.132
263	秋田県第1区	263,570	1.131
264	愛媛県第3区	262,888	1.128
265	香川県第2区	261,676	1.123
266	福岡県第11区	260,148	1.116
267	山口県第3区	259,302	1.113
268	宮城県第6区	257,090	1.103
269	北海道第7区	256,775	1.102
270	宮城県第5区	255,765	1.097
271	和歌山県第3区	254,045	1.090
272	長崎県第4区	253,912	1.089
273	愛媛県第2区	251,905	1.081
274	愛媛県第4区	251,813	1.080
275	富山県第2区	250,161	1.073
276	山口県第4区	248,593	1.067
277	広島県第5区	247,007	1.060
278	石川県第3区	246,873	1.059
279	和歌山県第2区	245,743	1.054
280	茨城県第5区	244,671	1.050
281	長野県第4区	242,555	1.041
282	栃木県第3区	242,239	1.039
283	香川県第3区	242,203	1.039
284	京都府第5区	241,519	1.036
285	福島県第4区	240,890	1.034
286	宮城県第4区	238,625	1.024
287	長崎県第3区	238,567	1.024
288	鳥取県第2区	235,864	1.012
289	鳥取県第1区	233,060	1.000

最小選挙区（鳥取県 1 区）と各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差

但し、総務省発表の「（参考資料 1）衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数（選挙区順）（令和 2 年 9 月 1 日現在）」に基づく。（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/meibo_R02.html）

*鳥取県第 1 区を 1 とした場合

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
北海道 1 区	449,000	0.52	1.927
北海道 2 区	460,059	0.51	1.974
北海道 3 区	474,651	0.49	2.037
北海道 4 区	367,042	0.63	1.575
北海道 5 区	467,916	0.50	2.008
北海道 6 区	419,702	0.56	1.801
北海道 7 区	256,775	0.91	1.102
北海道 8 区	366,965	0.64	1.575
北海道 9 区	386,485	0.60	1.658
北海道 10 区	290,578	0.80	1.247
北海道 11 区	285,616	0.82	1.226
北海道 12 区	290,109	0.80	1.245
青森県 1 区	346,181	0.67	1.485
青森県 2 区	393,348	0.59	1.688
青森県 3 区	352,889	0.66	1.514
岩手県 1 区	294,318	0.79	1.263
岩手県 2 区	376,270	0.62	1.614
岩手県 3 区	380,161	0.61	1.631
宮城県 1 区	437,128	0.53	1.876
宮城県 2 区	454,848	0.51	1.952
宮城県 3 区	288,807	0.81	1.239
宮城県 4 区	238,625	0.98	1.024
宮城県 5 区	255,765	0.91	1.097
宮城県 6 区	257,090	0.91	1.103
秋田県 1 区	263,570	0.88	1.131
秋田県 2 区	264,112	0.88	1.133
秋田県 3 区	326,434	0.71	1.401
山形県 1 区	305,999	0.76	1.313
山形県 2 区	318,476	0.73	1.366
山形県 3 区	292,152	0.80	1.254
福島県 1 区	408,796	0.57	1.754
福島県 2 区	349,178	0.67	1.498
福島県 3 区	267,552	0.87	1.148
福島県 4 区	240,890	0.97	1.034
福島県 5 区	324,382	0.72	1.392
茨城県 1 区	404,671	0.58	1.736
茨城県 2 区	358,229	0.65	1.537
茨城県 3 区	390,819	0.60	1.677
茨城県 4 区	270,634	0.86	1.161
茨城県 5 区	244,671	0.95	1.050
茨城県 6 区	452,067	0.52	1.940

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
茨城県 7 区	305,971	0.76	1.313
栃木県 1 区	435,121	0.54	1.867
栃木県 2 区	264,743	0.88	1.136
栃木県 3 区	242,239	0.96	1.039
栃木県 4 区	403,773	0.58	1.732
栃木県 5 区	286,780	0.81	1.230
群馬県 1 区	381,712	0.61	1.638
群馬県 2 区	335,206	0.70	1.438
群馬県 3 区	304,937	0.76	1.308
群馬県 4 区	296,709	0.79	1.273
群馬県 5 区	306,133	0.76	1.314
埼玉県 1 区	461,964	0.50	1.982
埼玉県 2 区	470,382	0.50	2.018
埼玉県 3 区	461,155	0.51	1.979
埼玉県 4 区	385,295	0.60	1.653
埼玉県 5 区	393,806	0.59	1.690
埼玉県 6 区	443,614	0.53	1.903
埼玉県 7 区	436,794	0.53	1.874
埼玉県 8 区	366,333	0.64	1.572
埼玉県 9 区	406,785	0.57	1.745
埼玉県 10 区	329,345	0.71	1.413
埼玉県 11 区	354,891	0.66	1.523
埼玉県 12 区	372,182	0.63	1.597
埼玉県 13 区	401,407	0.58	1.722
埼玉県 14 区	444,105	0.52	1.906
埼玉県 15 区	422,081	0.55	1.811
千葉県 1 区	427,315	0.55	1.833
千葉県 2 区	457,526	0.51	1.963
千葉県 3 区	337,348	0.69	1.447
千葉県 4 区	461,492	0.51	1.980
千葉県 5 区	451,207	0.52	1.936
千葉県 6 区	370,008	0.63	1.588
千葉県 7 区	431,924	0.54	1.853
千葉県 8 区	421,712	0.55	1.809
千葉県 9 区	409,701	0.57	1.758
千葉県 10 区	346,693	0.67	1.488
千葉県 11 区	355,958	0.65	1.527
千葉県 12 区	383,846	0.61	1.647
千葉県 13 区	415,762	0.56	1.784
東京都 1 区	465,432	0.50	1.997
東京都 2 区	463,040	0.50	1.987

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
東京都 3 区	473,543	0.49	2.032
東京都 4 区	478,229	0.49	2.052
東京都 5 区	469,317	0.50	2.014
東京都 6 区	470,024	0.50	2.017
東京都 7 区	463,238	0.50	1.988
東京都 8 区	480,517	0.49	2.062
東京都 9 区	479,583	0.49	2.058
東京都 10 区	481,534	0.48	2.066
東京都 11 区	464,510	0.50	1.993
東京都 12 区	466,598	0.50	2.002
東京都 13 区	480,876	0.48	2.063
東京都 14 区	465,618	0.50	1.998
東京都 15 区	423,874	0.55	1.819
東京都 16 区	467,824	0.50	2.007
東京都 17 区	477,742	0.49	2.050
東京都 18 区	443,634	0.53	1.904
東京都 19 区	437,625	0.53	1.878
東京都 20 区	417,563	0.56	1.792
東京都 21 区	436,710	0.53	1.874
東京都 22 区	477,909	0.49	2.051
東京都 23 区	458,093	0.51	1.966
東京都 24 区	461,848	0.50	1.982
東京都 25 区	415,548	0.56	1.783
神奈川県 1 区	428,847	0.54	1.840
神奈川県 2 区	436,063	0.53	1.871
神奈川県 3 区	442,354	0.53	1.898
神奈川県 4 区	332,340	0.70	1.426
神奈川県 5 区	466,918	0.50	2.003
神奈川県 6 区	382,249	0.61	1.640
神奈川県 7 区	445,940	0.52	1.913
神奈川県 8 区	426,564	0.55	1.830
神奈川県 9 区	336,328	0.69	1.443
神奈川県 10 区	471,623	0.49	2.024
神奈川県 11 区	378,536	0.62	1.624
神奈川県 12 区	402,952	0.58	1.729
神奈川県 13 区	469,949	0.50	2.016
神奈川県 14 区	459,727	0.51	1.973
神奈川県 15 区	472,647	0.49	2.028
神奈川県 16 区	467,271	0.50	2.005
神奈川県 17 区	426,379	0.55	1.829
神奈川県 18 区	449,201	0.52	1.927
新潟県 1 区	436,099	0.53	1.871
新潟県 2 区	292,481	0.80	1.255
新潟県 3 区	302,484	0.77	1.298
新潟県 4 区	310,793	0.75	1.334
新潟県 5 区	277,522	0.84	1.191
新潟県 6 区	276,524	0.84	1.186
富山県 1 区	268,527	0.87	1.152

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
富山県 2 区	250,161	0.93	1.073
富山県 3 区	368,558	0.63	1.581
石川県 1 区	376,617	0.62	1.616
石川県 2 区	326,300	0.71	1.400
石川県 3 区	246,873	0.94	1.059
福井県 1 区	378,389	0.62	1.624
福井県 2 区	264,964	0.88	1.137
山梨県 1 区	426,140	0.55	1.828
山梨県 2 区	264,495	0.88	1.135
長野県 1 区	427,662	0.54	1.835
長野県 2 区	384,380	0.61	1.649
長野県 3 区	400,988	0.58	1.721
長野県 4 区	242,555	0.96	1.041
長野県 5 区	282,486	0.83	1.212
岐阜県 1 区	327,371	0.71	1.405
岐阜県 2 区	303,539	0.77	1.302
岐阜県 3 区	424,393	0.55	1.821
岐阜県 4 区	334,339	0.70	1.435
岐阜県 5 区	277,422	0.84	1.190
静岡県 1 区	388,665	0.60	1.668
静岡県 2 区	391,138	0.60	1.678
静岡県 3 区	374,001	0.62	1.605
静岡県 4 区	322,887	0.72	1.385
静岡県 5 区	460,824	0.51	1.977
静岡県 6 区	429,958	0.54	1.845
静岡県 7 区	330,222	0.71	1.417
静岡県 8 区	367,944	0.63	1.579
愛知県 1 区	398,766	0.58	1.711
愛知県 2 区	404,011	0.58	1.734
愛知県 3 区	417,125	0.56	1.790
愛知県 4 区	375,061	0.62	1.609
愛知県 5 区	432,891	0.54	1.857
愛知県 6 区	436,893	0.53	1.875
愛知県 7 区	455,184	0.51	1.953
愛知県 8 区	440,327	0.53	1.889
愛知県 9 区	434,899	0.54	1.866
愛知県 10 区	438,206	0.53	1.880
愛知県 11 区	385,762	0.60	1.655
愛知県 12 区	445,783	0.52	1.913
愛知県 13 区	423,751	0.55	1.818
愛知県 14 区	297,486	0.78	1.276
愛知県 15 区	350,731	0.66	1.505
三重県 1 区	362,001	0.64	1.553
三重県 2 区	411,238	0.57	1.765
三重県 3 区	415,337	0.56	1.782
三重県 4 区	301,879	0.77	1.295
滋賀県 1 区	324,836	0.72	1.394
滋賀県 2 区	264,430	0.88	1.135

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
滋賀県3区	272,273	0.86	1.168
滋賀県4区	292,569	0.80	1.255
京都府1区	391,805	0.59	1.681
京都府2区	266,564	0.87	1.144
京都府3区	355,206	0.66	1.524
京都府4区	398,928	0.58	1.712
京都府5区	241,519	0.96	1.036
京都府6区	461,366	0.51	1.980
大阪府1区	420,820	0.55	1.806
大阪府2区	448,722	0.52	1.925
大阪府3区	371,604	0.63	1.594
大阪府4区	406,301	0.57	1.743
大阪府5区	432,251	0.54	1.855
大阪府6区	393,506	0.59	1.688
大阪府7区	379,869	0.61	1.630
大阪府8区	338,028	0.69	1.450
大阪府9区	455,724	0.51	1.955
大阪府10区	321,811	0.72	1.381
大阪府11区	400,118	0.58	1.717
大阪府12区	342,198	0.68	1.468
大阪府13区	403,674	0.58	1.732
大阪府14区	424,819	0.55	1.823
大阪府15区	394,363	0.59	1.692
大阪府16区	326,895	0.71	1.403
大阪府17区	332,967	0.70	1.429
大阪府18区	436,903	0.53	1.875
大阪府19区	308,236	0.76	1.323
兵庫県1区	393,970	0.59	1.690
兵庫県2区	387,888	0.60	1.664
兵庫県3区	317,902	0.73	1.364
兵庫県4区	425,077	0.55	1.824
兵庫県5区	373,237	0.62	1.601
兵庫県6区	466,846	0.50	2.003
兵庫県7区	442,032	0.53	1.897
兵庫県8区	388,707	0.60	1.668
兵庫県9区	365,251	0.64	1.567
兵庫県10区	349,738	0.67	1.501
兵庫県11区	400,507	0.58	1.718
兵庫県12区	288,905	0.81	1.240
奈良県1区	396,418	0.59	1.701
奈良県2区	385,879	0.60	1.656
奈良県3区	359,448	0.65	1.542
和歌山県1区	309,759	0.75	1.329
和歌山県2区	245,743	0.95	1.054
和歌山県3区	254,045	0.92	1.090
鳥取県1区	233,060	1.00	1.000
鳥取県2区	235,864	0.99	1.012
島根県1区	270,885	0.86	1.162

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
島根県2区	294,847	0.79	1.265
岡山県1区	365,075	0.64	1.566
岡山県2区	291,166	0.80	1.249
岡山県3区	274,078	0.85	1.176
岡山県4区	382,597	0.61	1.642
岡山県5区	265,731	0.88	1.140
広島県1区	331,786	0.70	1.424
広島県2区	404,642	0.58	1.736
広島県3区	360,843	0.65	1.548
広島県4区	308,449	0.76	1.323
広島県5区	247,007	0.94	1.060
広島県6区	299,094	0.78	1.283
広島県7区	383,772	0.61	1.647
山口県1区	358,608	0.65	1.539
山口県2区	287,226	0.81	1.232
山口県3区	259,302	0.90	1.113
山口県4区	248,593	0.94	1.067
徳島県1区	365,641	0.64	1.569
徳島県2区	263,940	0.88	1.132
香川県1区	314,044	0.74	1.347
香川県2区	261,676	0.89	1.123
香川県3区	242,203	0.96	1.039
愛媛県1区	386,302	0.60	1.658
愛媛県2区	251,905	0.93	1.081
愛媛県3区	262,888	0.89	1.128
愛媛県4区	251,813	0.93	1.080
高知県1区	313,191	0.74	1.344
高知県2区	291,892	0.80	1.252
福岡県1区	449,646	0.52	1.929
福岡県2区	447,011	0.52	1.918
福岡県3区	442,166	0.53	1.897
福岡県4区	368,892	0.63	1.583
福岡県5区	454,723	0.51	1.951
福岡県6区	376,834	0.62	1.617
福岡県7区	292,812	0.80	1.256
福岡県8区	352,943	0.66	1.514
福岡県9区	383,742	0.61	1.647
福岡県10区	410,924	0.57	1.763
福岡県11区	260,148	0.90	1.116
佐賀県1区	334,354	0.70	1.435
佐賀県2区	344,937	0.68	1.480
長崎県1区	338,316	0.69	1.452
長崎県2区	296,504	0.79	1.272
長崎県3区	238,567	0.98	1.024
長崎県4区	253,912	0.92	1.089
熊本県1区	421,877	0.55	1.810
熊本県2区	315,767	0.74	1.355
熊本県3区	316,893	0.74	1.360

選挙区	有権者数	投票価値*	較差*
熊本県4区	410,862	0.57	1.763
大分県1区	385,349	0.60	1.653
大分県2区	272,808	0.85	1.171
大分県3区	305,166	0.76	1.309
宮崎県1区	355,141	0.66	1.524
宮崎県2区	276,638	0.84	1.187
宮崎県3区	277,056	0.84	1.189
鹿児島県1区	358,621	0.65	1.539
鹿児島県2区	340,183	0.69	1.460
鹿児島県3区	321,601	0.72	1.380
鹿児島県4区	329,605	0.71	1.414
沖縄県1区	269,383	0.87	1.156
沖縄県2区	293,279	0.79	1.258
沖縄県3区	315,487	0.74	1.354
沖縄県4区	293,818	0.79	1.261

(以下 余白)

当事者目録